

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)について

令和4年7月
内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府 地方創生推進事務局

詳しくは、

企業版ふるさと納税ポータルサイト

検索

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html



【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話:03-6257-1421

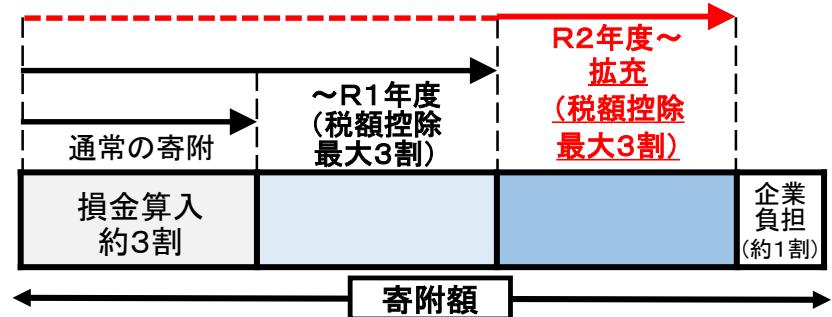
メール:kigyou-furusato@cas.go.jp

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

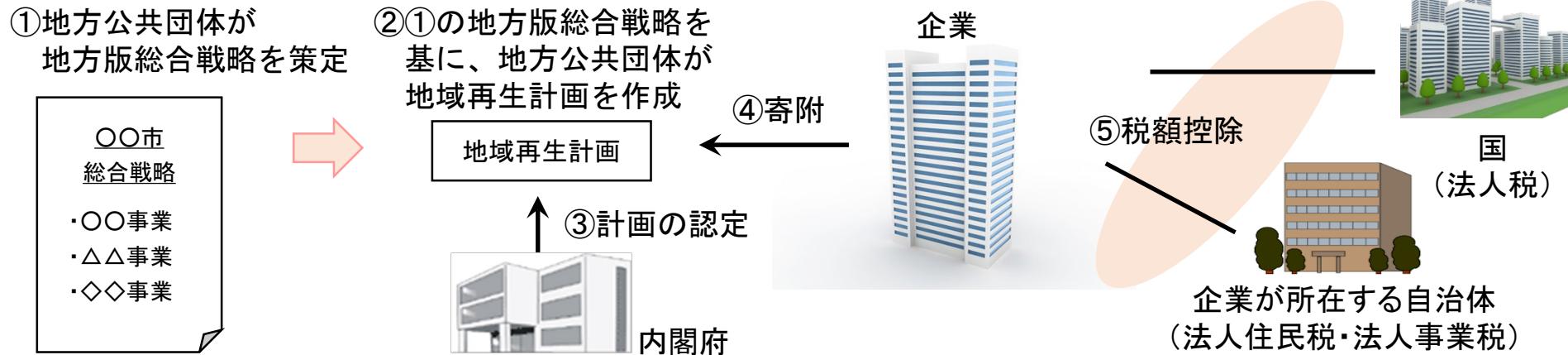
- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・**損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ**
 - ・**寄附額の下限は10万円と低めに設定**
- 寄附企業への**経済的な見返りは禁止**
※ 地方公共団体のホームページ・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありません。(Q&A等参照)
- **寄附額は事業費の範囲内とする必要**
※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

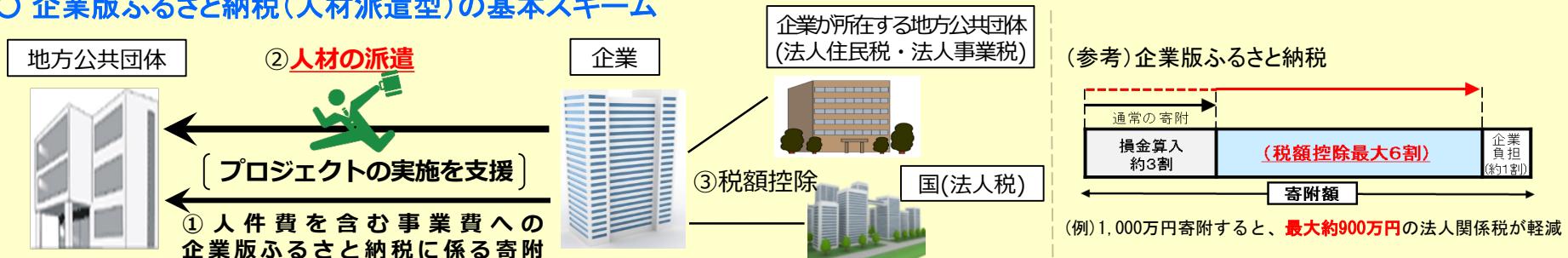
活用の流れ



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,443市町村(令和4年7月8日時点)

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税(人材派遣型)の基本スキーム



企業版ふるさと納税(人材派遣型)とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、当該企業の**人材**が、寄附活用事業に従事する**地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合**をいう

地方公共団体のメリット

- 専門的ノウハウを有する**人材**が、寄附活用事業に従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に**人件費を負担することなく、人材を受け入れ**ることができる
- **関係人口の創出・拡大**も期待できる

企業のメリット

- 派遣した**人材費相当額を含む事業費への寄附**により、**当該経費の最大約9割に相当する税の軽減**を受けることができる
- 寄附による支援のみならず、**企業のノウハウの活用による地域貢献**がしやすくなる
- **人材育成の機会**として活用することができる

○ 活用にあたっての留意事項

- ・ 寄附企業からの**人材受け入れなどを対外的に明らかにすること**により透明性を確保
- ・ 寄附企業への寄附を行うことの代償としての**経済的利益供与の禁止**など

活用団体	受入期間	従事する事業	企業所在地／人数	活用団体	受入期間	従事する事業	企業所在地／人数
岡山県真庭市	R3/4/1から2年間	観光振興事業	岡山市／1名	山梨県都留市	R4/4/1から1年間	教育環境の構築	横浜市／1名
新潟県	R3/6/1から9ヶ月間	DX推進事業	東京都／1名	熊本県荒尾市	R4/4/1から1年間	スマートシティ推進事業	熊本市／1名
大阪府貝塚市	R3/7/1から2年間	まちづくり事業	大阪市／1名	徳島県	R4/4/1から2年間	転職なき移住促進事業	東京都／1名
熊本県	R3/8/18から約11ヶ月間	脱炭素化推進事業	福岡市／1名	山梨県甲斐市	R4/5/1から11ヶ月間	まちづくり事業	甲府市／1名
岩手県大槌町	R3/10/1から6ヶ月間	防災・協働地域づくり	東京都／1名	兵庫県神戸市	R4/6/1から10ヶ月間	資源循環促進事業	東京都／1名
奈良県葛城市	R3/10/1から6ヶ月間	DX推進事業	東京都／1名	鳥取県江府町	R4/7/1から1年9ヶ月間	DX推進事業	東京都／1名
埼玉県横瀬町	R4/2/1から8ヶ月間	DX推進事業	東京都／2名	福岡県北九州市	R4/7/1から1年間	脱炭素化推進事業	福岡市／1名
北海道伊達市	R4/3/1から13ヶ月間	健康産業育成事業	刈谷市／1名	宮崎県高原町	R4/7/1から2年9ヶ月間	官民連携産業創出事業	宮崎市／1名
大阪府阪南市	R4/4/1から2年間	まちづくり関連事業	東京都／1名				

派遣者18名、17団体

企業側のメリット ー企業の皆様からの声ー

企業のPRに

- 地方公共団体のホームページや広報誌、寄附活用事業で整備された施設の銘板などに当社の名前が掲載されたことで、日頃から付き合いのある取引先や金融機関に対する信用力向上にもつなぎました。



- 寄附目録の贈呈の際に、記者発表の場が設けられたことで、自社のCSRを広く周知することができ、企業のイメージアップにもつなぎました。



企業の継続的な発展に寄与

- 寄附を通じて、人材育成事業を推進することで、地域の人材を育成し、将来的には自社の人材確保につながることを期待しています。



- 寄附を通じて、自社が利用する原材料の生産を促進する事業を推進することで、結果的に自社の原材料確保につなぎました。



- 地域経済活性化の取組を応援することで、地域に根差した事業を行う当社の事業運営にも資するものと考えています。



- 地方公共団体の観光事業を応援することで、観光客が増加し、観光業を営む自社の利益にもつながると考えています。



地方公共団体等との 新たなパートナーシップを構築

- 寄附活用事業に参画するきっかけとなっただけでなく、当該事業に関係する学校法人やNPOなど、地方公共団体以外の機関ともパートナーシップを構築できました。
- 寄附を契機に、地方公共団体と日頃からのコミュニケーションが生まれ、自社の事業に関する相談などをしやすくなりました。



SDGsやESGに寄与

- 環境保全や脱炭素社会の実現は、自社の継続的な事業運営のために重要なテーマですが、自社だけでは推進することは困難です。地域の環境保全や脱炭素に係る取組を応援することで、それらを推進できたことは大きな意義があったと考えています。



被災地の復興に

- 災害で大きな被害を受けた地域の復興の取組に対して、本制度を活用することで当社にとって最大限の寄附を行うことができました。



創業地や縁のある地への恩返しに

- 創業地や縁のある地方公共団体が推進している事業を、寄附を通じて応援することで、恩返しができたのではないかと考えています。



寄附活用事業が社員のプラスに

- 寄附を活用して地方公共団体により実施された子育て事業は、当社の子育て世代の社員にとってもプラスになっています。また、社員としては、自分が働く企業が、地方公共団体の子育て事業に協力していることに誇りを感じ、モチベーションアップにもつながっているようです。



「寄附をしたい地方公共団体や事業が見つからない」という声も

- 地域再生計画の認定を受けている地方公共団体については下記のリンクから確認できます。

地域再生計画



- 地方公共団体が特に寄附を募集している事業については下記のリンクから確認できます。

寄附募集事業



- 内閣府では、企業と地方公共団体のマッチングの機会を設けておりますので、ぜひご活用ください。

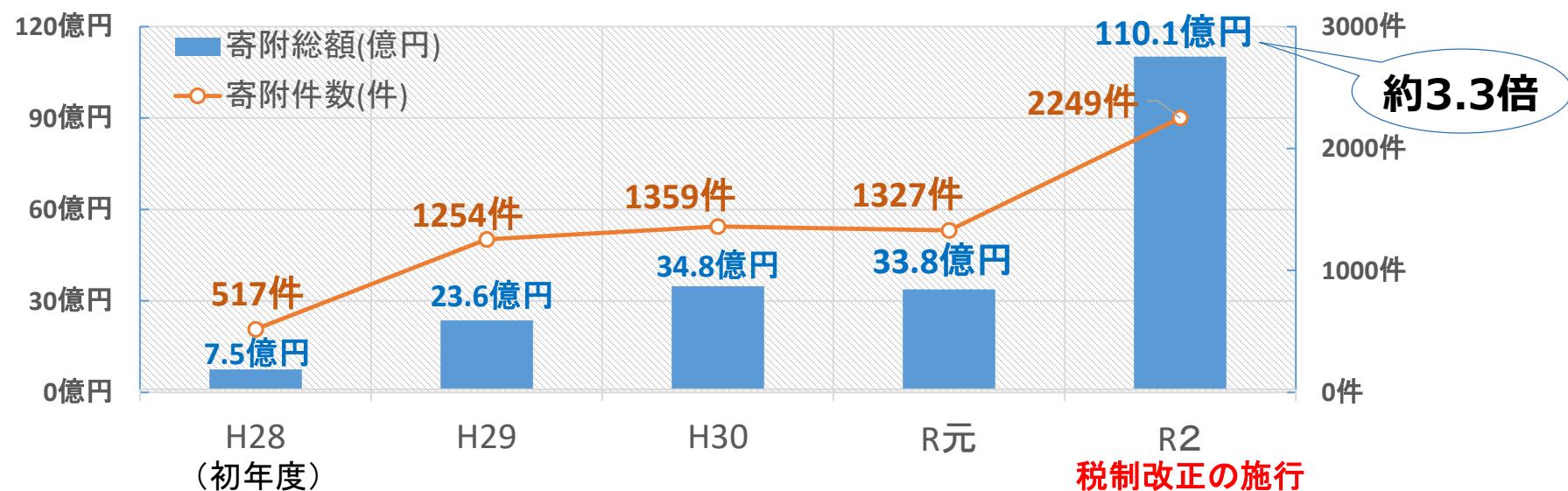
マッチング会



令和2年度寄附実績

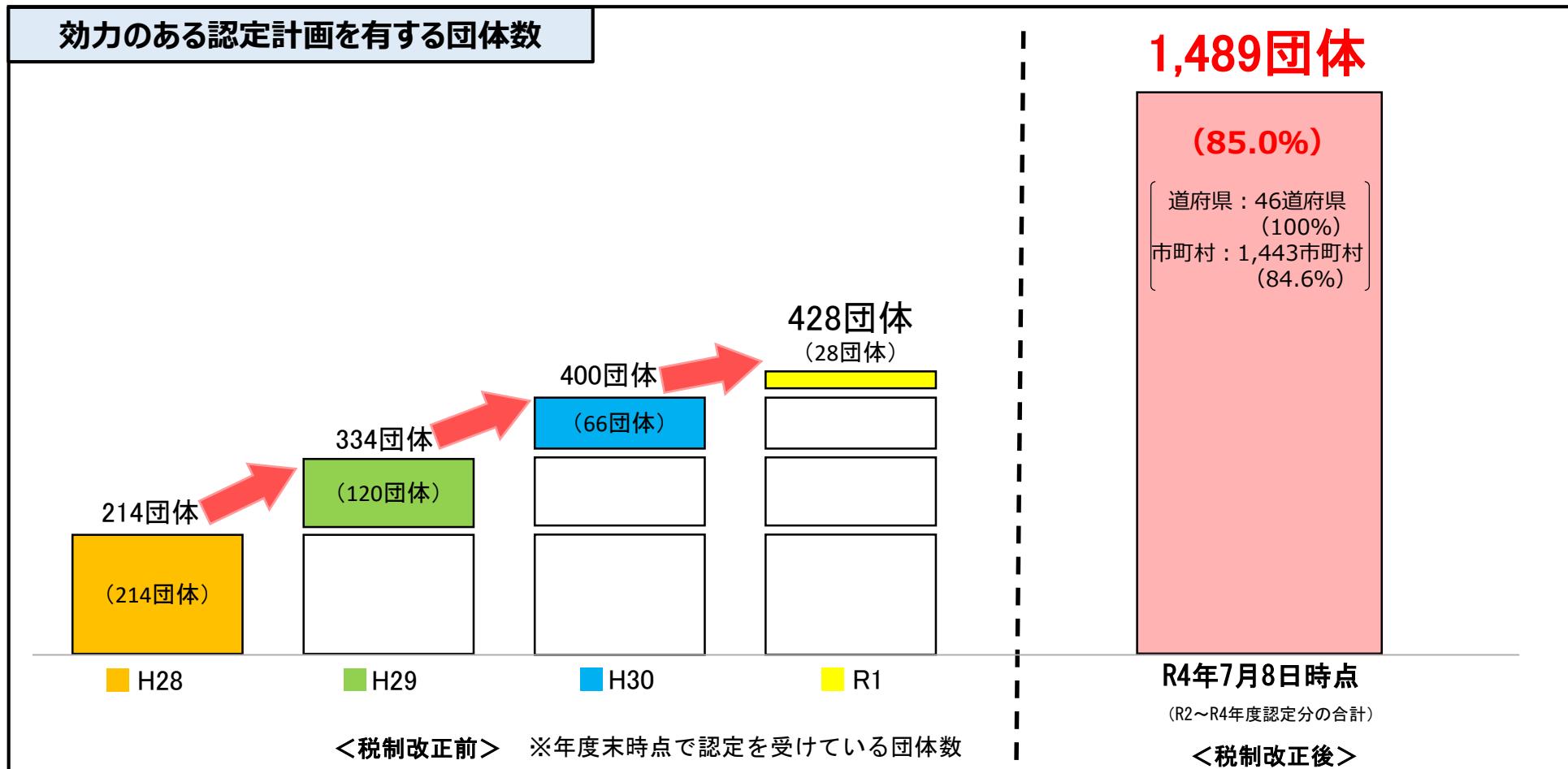
- 令和2年度の寄附実績は、**税制改正の大幅な見直しを踏まえ**、コロナ禍にあっても、金額・件数ともに**大きく増加**(**金額は前年比3.3倍の110.1億円、件数は1.7倍の2,249件**)
- 今後、一層の活用促進に向け、関係府省との連携等による**業界・企業への働きかけの強化**、地方公共団体等への**支援の充実**(「**企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザー**」の活用等)等を実施

区分	H28年度 (初年度)	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (税制改正の施行)	合計
寄附額 (対前年度増加率)	7.5億円	23.6億円 (+215%)	34.8億円 (+48%)	33.8億円 (△3%)	110.1億円 (+226%)	209.7億円
寄附件数 (対前年度増加率)	517件	1,254件 (+143%)	1,359件 (+8%)	1,327件 (△2%)	2,249件 (+69%)	6,706件



地域再生計画認定数と認定団体数の状況

- 地方公共団体は、企業版ふるさと納税を活用するためには、まず「**地域再生計画**」の認定を受けることが必要。認定を受けることにより、地方公共団体は企業からの「寄附」の受入れが可能となる。(具体的な寄附活用事業が決まっていない・寄附の見込みがない場合でも、地域再生計画の認定は受けられる。)
- 効力のある認定地域再生計画を有する団体数は**1,489団体**に増加し、道府県及び市町村全体の**85.0%**に達する。(令和4年7月8日時点)
- 次回の地域再生計画の認定申請は、**9月**を予定。



企業版ふるさと納税の活用 ー企業の寄附手続の例ー

①寄附の方針を検討し、寄附先の候補となる地方公共団体を選定

- 地域再生計画の認定を受けている地方公共団体の中から選定します。
- 内閣府ポータルサイトで各地方公共団体の地域再生計画や、分野ごとの寄附募集事業を確認することができます。
(URL:https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html)
- マッチング会や説明会への参加がきっかけで、寄附に繋がった事例もあります。

②社内提案資料等の作成(メリット、寄附先の選定基準等)、社内調整

③地方公共団体との調整(寄附手続き、寄附活用事業等について)

- 寄附金額や寄附時期、どの事業に対して寄附を行うか等について調整します。
- 地方公共団体の事業の企画立案から事業の実施完了に至るまで、隨時、寄附の申し出を行うことが可能です。

④広報に向けた調整(例:寄附贈呈式、報道発表等)

- 寄附目録贈呈式の開催、報道発表（プレスリリース）の実施、地方公共団体ホームページ・広報誌や県政広報番組における寄附企業名の紹介、寄附を活用して整備した施設への銘板の設置等により、寄附による社会貢献を通じた法人のイメージアップや認知度の向上等の効果につながると考えられます。

⑤税務処理の手続

- 税額控除は、実際に寄附を行った日が属する事業年度に適用されます。
- 租税の申告時に、地方創生応援税制の適用がある寄附を行った旨を申告するとともに、寄附先の地方公共団体から交付を受けた受領証の写しを提出（法人税の申告にあっては保管）する必要があります。
税制上の手続に係る詳細については、課税庁から発表されている情報を確認してください。
- 複数のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附を一度に行った場合、寄附先の地方公共団体から、事業ごとに受領証の交付を受ける必要があります。

※上記はあくまでも一例であり、企業側から寄附先の地方公共団体を募集する場合や、企業が寄附活用事業の立案段階から参画する場合もあります。

企業版ふるさと納税の活用 一地方公共団体が寄附受入れに至る流れ一

1. 庁内の体制づくり

- 地域再生計画の認定を受ける
※申請時点において具体的な寄附の見込みが立っていないなくても認定を受けることは可能
- 企業版ふるさと納税の担当部局が各部局に制度を周知
(幹部が集まる会議や、庁内ネット掲示板などを利用)
- 横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、寄附活用事業の企画・立案や
寄附集めで連携



～リストアップする企業の例～

- 寄附活用事業と関連の深い事業を行っている
- 経営者が出身者
- 支店や工場が立地
- 首長や職員とつながりのある人物が企業に在籍
- 包括連携協定を締結している企業など

2. 企業のリストアップ

- 企業版ふるさと納税の担当部局が、産業振興の担当部局等に企業情報の
提供を依頼
- 寄附を依頼する企業の候補をリストアップし、庁内に共有



3. 企業へのアプローチ

- 寄附活用事業をPRするチラシ等を作成し、企業に送付
- 電話やメールで、寄附活用事業の必要性や企業にとってのメリットを説明
- 前述のアプローチで関心を持った企業と面談
- 企業の業績や決算時期を踏まえたアプローチ

～寄附活用事業の告知方法～

- ホームページや広報誌に掲載
- 地元メディアに情報提供をすることで記事化
- 関連イベントで告知
- 内閣府ホームページへの掲載

～アプローチの主体～

- 都道府県が、管内市町村の寄附活用事業を取りまとめて企業に発信するなど、
リーダーシップを発揮することで、地域全体の寄附獲得につながるケースも
- 首長や幹部職員がアプローチをかけることで、企業の経営者との面談が実現
し、寄附につながるケースも
- 寄附依頼先の企業と接点のある外部の人物に協力を得たことで、寄附につな
がるケースも

4. 企業からの寄附



5. 寄附受入れ後のフォロー

- 寄附企業名等を積極的に発信
 - ・地方公共団体のホームページや広報誌に寄附企業名等を掲載
 - ・寄附活用事業により整備された施設等に、寄附企業名入りの銘板を設置
 - ・寄附目録の贈呈式など、記者会見の場を設ける
- 寄附を活用して整備した施設の完成式典等に招待
- 寄附活用事業の進捗報告
 - (寄附がどのように活用されたかや、取組の効果等)



/// 次年度以降の継続的な寄附に！ ///

企業と地方公共団体とのマッチング会 -概要-

- 内閣府では、我が国におけるSDGsの国内実施を促進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、官民連携の場として、2018年8月31日に「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を設置。
- 会員数：6,553団体（2022年6月7日時点）
〔都道府県及び市区町村：1,074団体／関係府省庁：17団体／民間団体等：5,462団体〕
- 会員からのテーマ提案に基づき分科会を設置。（2022年6月時点：15分科会）

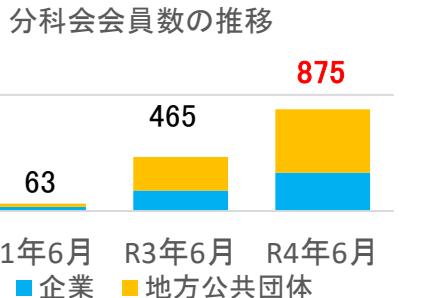


- SDGsの17の目標のうち「11 住み続けられるまちづくりを」は、地方創生に深く関連。
- 地方公共団体における地方創生の取組の多くは、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも寄与。
- 特に、企業版ふるさと納税の活用事例は、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」に通じるもの。

企業版ふるさと納税 分科会（企業328団体、地方公共団体547団体 ※R4.6時点）

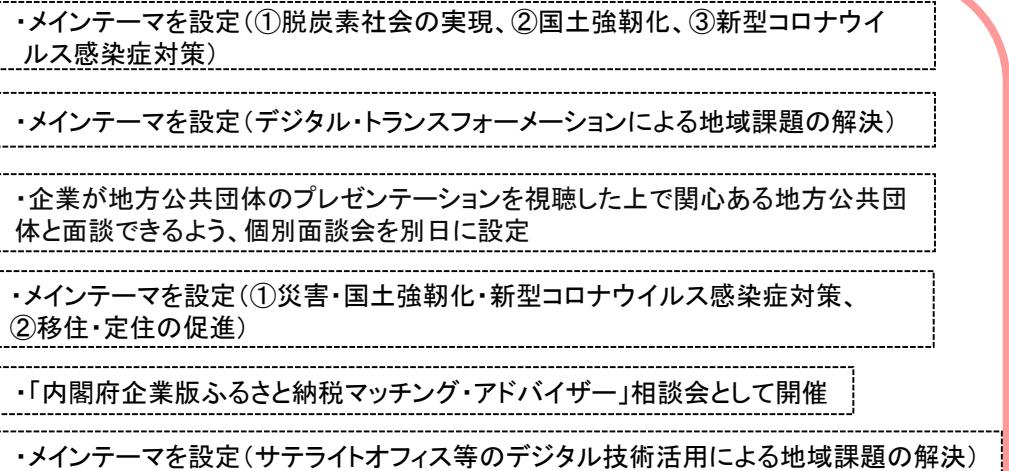
課題

- SDGs関連事業に取り組む企業が企業版ふるさと納税を活用するメリットの周知。
- SDGs関連事業を通じた地方公共団体と企業とのマッチングの機会の創出。



○2021年度開催実績

- 第1回：7月15日（WEB開催）自治体149団体、企業58団体
- 第2回：9月2日（WEB開催）自治体88団体、企業68団体
- 第3回：10月13日（WEB開催）自治体137団体、企業64団体
- 第4回：11月18日（WEB開催）自治体102団体、企業62団体
- 第5回：1月18日（WEB開催）自治体64団体、企業54団体
- 第6回：2月9日（WEB開催）自治体91団体、企業44団体



○2022年度においても、**6回程度開催予定**。第2回は**8月末**にオンラインで開催予定。

活用促進に向けた国や地方公共団体等の取組例

- ・内閣府において、関係省庁・業界団体・民間企業等と連携し、制度の活用を促進しているところ。
- ・令和3年度においては、関係省庁（経産省・環境省）との共催によるマッチングイベントを初めて開催。
- ・**地域別のマッチング会や説明会を開催している事例が増加**しており、**各地域においても、一層の活用促進に向けた取組の企画等をお願いしたい。**

○ 内閣府・関係省庁共催のマッチングイベントの開催

開催日	主催(共催)	イベント名	参加団体数
R4.2.22	内閣府・環境省	企業版ふるさと納税の活用に向けた企業と地方公共団体とのマッチング会 ～地域脱炭素の推進に向けて～	地方公共団体:119団体 企業:66社
R4.2.28	内閣府・経済産業省	地域経済活性化に向けた企業版ふるさと納税活用セミナー & マッチング会	地方公共団体:約150団体 企業:108社

○ 地方公共団体主催イベントでの説明（内閣府が登壇したイベントを記載）

開催日	主催	イベント名	参加団体数
R3.6.28	奈良県(奈良県企業版ふるさと納税連絡協議会)	R3年度第1回情報発信部会・プロモーション部会	県内:35団体
R3.8.3	富山県	企業版ふるさと納税説明会	県内:13団体
R3.8.30	熊本県玉名市	たまな未来創造塾	企業:25社
R3.11.2	奈良県(奈良県企業版ふるさと納税連絡協議会)	企業×自治体マッチング会	県内:25団体 県外:6団体 企業:28社

<参考：奈良県のチラシ>



企業版ふるさと納税制度を利用した、官民連携による地方創生の取組を推進するため、企業と奈良県内市町村とのマッチング会を開催いたします。企県連絡協議会では、各市町村の地方創生プロジェクトに対して企業の連携を図った場合に法人税減免から税額控除までの特典があります。令和2年度から、最大で奈良県額の約5割の特典が引込まれ、実質的な企業の負担額が約1割に圧縮されるなど、より使いやすい仕組みになりました。

企業のメリット

- 税金特典が受けられる（法人税減免、税額控除）
- 社会貢献PR効果
- 地域資源を活かした新事業展開

日時 11月2日 火
10:00 ~ 11:45
開催方法 オンライン(zoom)

10:00 開会
10:05 「企業版ふるさと納税」制度の概要説明
(内閣府担当者による) (主催:奈良県企業版連絡協議会)
10:15 奈良県の取り組み
10:25 地域資源を活用した新事業展開
10:35 企業登壇
11:45 閉会

企業・自治体 参加募集! (事前登録必須)
申込はエンバリー公式ホームページから
<https://enbari.jp/seminar/detail/80>

参加申込期限: 10月29日(金)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

私たちが持続可能な開発目標(SDGs)を実現させています。

内閣府企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザーの派遣について

企業と地方公共団体のマッチングを推進するため、マッチング会を開催する地方公共団体等へ企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザーを派遣します。

1. 派遣内容

- 地域で開催されるマッチング会にアドバイザーが登壇し、
 - ・地方公共団体の訴求内容・訴求方法
 - ・企業の地方公共団体への提案内容 等について助言します。
- ※原則、オンラインになります。
- 個別面談の場にアドバイザーが参加することで、
マッチングの確度向上が期待できます。
- アドバイザーに対する謝金等は内閣府が負担します。

企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザー



山内 幸治



吉弘 拓生



塙田 浩一郎

2. 派遣基準（要件）

企業と地方公共団体のマッチング会を開催する地方公共団体等が対象となります。

■対象となる派遣先

- ・地方公共団体
- ・国の行政機関
- ・公益法人(宗教法人を除く。)又はこれに準ずる団体
- ・学校法人、金融機関、労働団体、新聞社等の報道機関 等

■マッチング会の内容

- ・企業版ふるさと納税の推進、普及又は啓もうに積極的に寄与すること
- ・特定の者の利益が図られるおそれのないもの
- ・複数の地方公共団体と複数の企業が参加する会であること
- ・地方公共団体と企業が対話をを行う個別面談の場を設けること

3. 申請方法

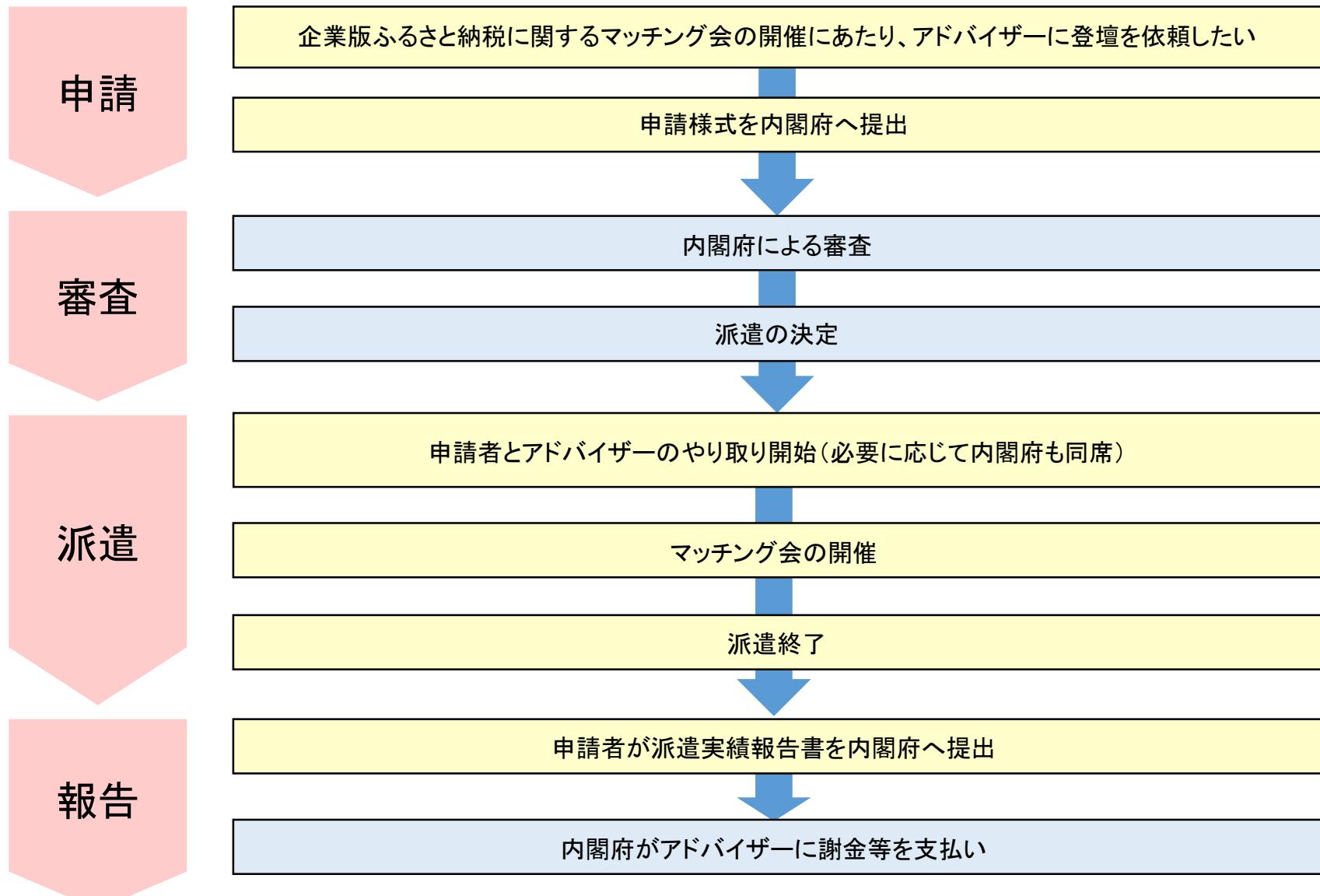
- ① 派遣を希望される場合は、内閣府(右記連絡先)までお問い合わせください。
- ② 申請様式をお送りしますので、マッチング会を企画の上、内閣府まで様式を提出してください。
- ③ 提出後、日程・内容等を確認・調整の上、派遣の可否を決定します。

※申請多数の場合、派遣できない場合がありますので、ご了承ください。

【連絡先】

内閣府地方創生推進事務局(企業版ふるさと納税担当)
Tel : 03-6257-1421
E-Mail : kigyou-furusato@cas.go.jp

企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザー派遣の手順



デジタル田園都市国家構想基本方針（抄） (令和4年6月7日閣議決定)

第3章 各分野の政策の推進

1. デジタル実装による地方の課題解決

- (1) 地域の特色を活かした分野横断的な支援
- ②地方への資金の流れの創出・拡大

【具体的取組】

(a)企業版ふるさと納税の一層の活用促進

・企業版ふるさと納税について、より簡明な内容での周知等を通じ、ルールの一層の明確化を進める。あわせて、関係省庁との連携や地方公共団体等への支援によるオンラインを用いたマッチング機会の更なる充実、サテライトオフィスの整備等に関する活用事例の周知、寄附活用事業の進捗状況等に関する寄附企業等への周知方法の横展開を図ること等を通じて、一層の活用促進を図る。

第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

1. 取組方針

- (1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決
- ②人の流れをつくる（中長期的な取組の方向性）

【「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流】

企業版ふるさと納税等の活用を通じて、全国にサテライトオフィス等の整備を促し、2024年度末までに全国の地方公共団体1,000団体における設置を目指す。また、優良事例の表彰やマニュアルの配布など、企業側のインセンティブを高める取組も推進する。

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説①

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説
—企業版ふるさと納税による寄附をご検討いただいている法人の皆様へ—

令和4年6月27日
内閣府地方創生推進事務局

企業版ふるさと納税では、内閣府令において、地方公共団体が、寄附を行う法人に對し、その代償として経済的な利益を供与することが禁止されています（具体的な条文は地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）の第13条です。）。

以下では、このことについて、一問一答の形式で解説を行っております。

なお、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ & A（第11版）<事業実施・実施状況報告編>」（令和4（2022）年1月17日、内閣府地方創生推進事務局。以下「Q & A」といいます。）も別途、公表しておりますので、ご関心があれば、併せてご覧ください。

また、解説の内容について、適宜、拡充を図っていくこととしています。

＜掲載ページ＞

企業版ふるさと納税ポータルサイトの「Q & A」に掲載

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説②

【総論】

総一問 1 寄附の代償（見返り）として禁止される事例は何ですか。

総一答 1 以下のような行為を、地方公共団体が寄附を行う法人に対して行うことは禁止されています。

- 寄附を理由とした補助金の交付
- 寄附を理由とした、他の法人の場合より低い金利での貸付け
- 入札や許認可での便宜の供与
- 合理的な理由なく、市場価格より低い価格で財産を譲渡すること
- 寄附を理由とした換金性の高い商品（商品券やプリペイドカード等）の提供
- 寄附を行うことを、公共事業の入札参加要件とすること
- 寄附を活用して整備した施設を専属的に利用させること
- 合理的な理由なく、他の利用者より低廉な料金で公共施設を利用させること

※ 参考：Q & A の Q 5－1－1

総一問 2 寄附の代償（見返り）には該当せず、許容される事例は何ですか。

総一答 2 以下のような行為を、地方公共団体が寄附を行う法人に対して行うことは禁止されておりません。

- 寄附を行った法人に対し、感謝状やこれに類するものを贈呈すること
- 地方公共団体のHPや広報誌等において、寄附を活用して実施している事業の紹介に併せて、寄附を行った法人の名称を他の寄附者と並べて紹介すること
- 寄附を活用して整備した施設等に銘板等を設置し、寄附を行った法人の名称を他の寄附者と並べて列挙すること
- 社会通念上許容される範囲内で記念品やこれに類するものを贈呈すること

※ 参考：Q & A の Q 5－1－2

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説③

【契約一般】

契一問 1 寄附を行った地方公共団体から工事の受注等を行うことは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的利益）に当たりませんか。

契一答 1 競争入札によるか、随意契約によるかにかかわらず、地方公共団体において以下の取組みが行われることを前提とすれば、寄附の代償として経済的な利益が供与されることには当たりません。

※ 補足説明その1

地方公共団体において必要となる取組みとは、入札及び契約に関する次の3つのすべてです。

- ① 条例・規則等を含む法令を遵守すること
- ② 手続きにおいて、寄附を行った法人への便宜の供与など、寄附の受領を理由に他の法人との間で別異に取り扱うことがないようにすること
- ③ 手続きの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たすこと

ただし、③に関し、随意契約によることができる場合の具体的な基準が法令の範囲内で地方公共団体の自主的な判断に委ねられていることなどに照らし、一般競争入札や指名競争入札による場合に比べて、より一層、手続きの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たす必要があります。

※ 補足説明その2

万が一、受注等を行う上で疑問等が生じた場合には、該当する地方公共団体に対し確認等を行っていただきますよう、お願いします。

※ 参考：Q & AのQ 5－2－1、Q 5－2－2

契一問 2 過去に契約関係にあった地方公共団体や、現に契約関係にある地方公共団体に対し、寄附を行うことはできますか。

契一答 2 原則として、寄附の代償として経済的な利益が供与されることには該当しないことから、寄附を行うことができます。

※ 参考：Q & AのQ 5－2－3

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説④

【施設等の利用】

施一問 1 寄附により整備されたサテライトオフィス（シェアオフィス、コワーキングスペースなども含む。）を、寄附を行った法人が利用することは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的利益）に当たりませんか。

施一答 1 まず、寄附を行った法人によるサテライトオフィスの利用に先立ち、その他の者も利用しているというケースが挙げられます。この場合には、利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で不合理な区別がなされている事例を除いて、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

一方で、寄附を行った法人によるサテライトオフィスの利用に先立ち、その他の者は利用していないというケースが挙げられます。この場合に、地方公共団体において、利用のための公募が行われ、その他の者が将来的に利用することが排除されていないのであれば、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

※ 補足説明その1

寄附により整備された施設（サテライトオフィス等）を、寄附を行った法人が利用する場合に、禁止される寄附を代償とした経済的な利益の供与に該当するか否かを判断するに際しては、主に、以下の2点が問題となります。

- ① 専属的な利用に当たるか否か
- ② 利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で、合理的な理由なく異なる取扱いがなされているといえるかどうか

※ 補足説明その2

『寄附を行った法人による専属的な利用』には当たらない、と認められるためには、地方公共団体において、利用のための公募が行われることが必要です。そして、この公募では、寄附を行った法人以外の者も同じ条件で施設を利用する事を可能とするために募集の手続きが採られることが重要です。併せて、寄附を行った法人以外の者が将来的に利用することが排除されることのないよう、地方公共団体において取り扱うことも必要です。

※ 補足説明その3

『利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で不合理な区別がなされている場合』としては、例えば、合理的な理由なく、寄附を行った法人のみに対して施設の利用料を無償にすることや、低廉な利用料が設定されることが挙げられます。

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説⑤

【施設等の利用】

施一問2 プロスポーツチームの運営会社から受けた寄附により、同チームの本拠地として使用されるための競技場が整備された場合に、同チームがその競技場を利用することは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的な利益）に当たりませんか。

施一答2 まず、たとえプロスポーツチームの本拠地としての使用が予め計画されていたとしても、地域住民や他の団体による利用が排除されていないのであれば、同チームの利用は、禁止される専属的な利用に当たりません。

その上で、利用料等の利用条件の面で、他の利用者との間で不合理な区別がなされていないのであれば、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

〔図〕



※ 補足説明その1

寄附により整備された施設（競技場等）を、寄附を行った法人が利用する場合に、禁止される寄附を代償とした経済的な利益の供与に該当するか否かを判断するに際しては、主に、以下の2点が問題となります。

- ① 専属的な利用に当たるか否か
- ② 利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で、合理的な理由なく異なる取扱いがなされているといえるかどうか

※ 補足説明その2

『利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で不合理な区別がなされている場合』としては、例えば、合理的な理由なく、寄附を行った法人の運営するプロスポーツチームのみに対して、施設の利用料を無償にすることや、低廉な利用料が設定されることが挙げられます。なお、この具体例は、条例等の規定に基づく減免措置を一般的に妨げるものではありません。

※ 補足説明その3

寄附を行った法人が、例えば、プロスポーツチームを運営する法人の親会社である場合には、施一問2に対する施一答2と同様の考え方に基づいて、「寄附を代償とした経済的な利益の供与」に当たるかどうかを判断することになります。詳細はQ&AのQ5-5をご参照ください。

※ 補足説明その4

なお、プロスポーツチームの本拠地として使用されるための競技場を地方公共団体が整備するに先立ち、当該地方公共団体が議会や地域住民に対し、その必要性や公益性等に関して十分に説明責任を果たすべきことは、言うまでもありません。

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説⑥

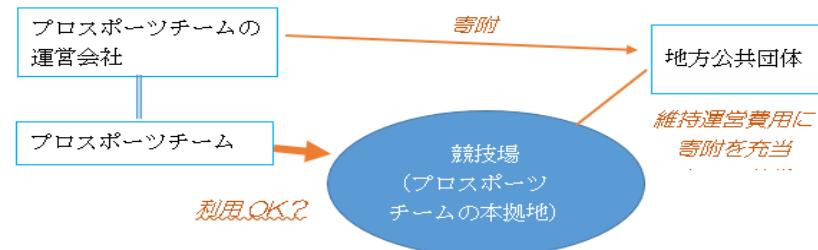
【施設等の利用】

施一問3 プロスポーツチームの本拠地として使用されるための競技場が整備され、同チームの運営会社から受けた寄附により、その競技場の維持運営事業が行われている場合に、同チームがその競技場を利用するることは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的な利益）に当たりませんか。

施一答3 まず、たとえプロスポーツチームの本拠地としての使用が予め計画されていたとしても、地域住民や他の団体による利用が排除されていないのであれば、同チームの利用は、禁止される専属的な利用に当たりません。

その上で、利用料等の利用条件の面で、他の利用者との間で不合理な区別がなされているのであれば、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

【図】



※ 補足説明その1

寄附により整備された施設（競技場等）を、寄附を行った法人が利用する場合に、禁止される寄附を代償とした経済的な利益の供与に該当するか否かを判断するに際しては、主に、以下の2点が問題となります。

- ① 専属的な利用に当たるか否か
- ② 利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で、合理的な理由なく異なる取扱いがなされているといえるかどうか

※ 補足説明その2

『利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で不合理な区別がなされている場合』としては、例えば、合理的な理由なく、寄附を行った法人の運営するプロスポーツチームのみに対して、施設の利用料を無償にすることや、低廉な利用料が設定されることが挙げられます。なお、この具体例は、条例等の規定に基づく減免措置を一般的に妨げるものではありません。

※ 補足説明その3

寄附を行った法人が、例えば、プロスポーツチームを運営する法人の親会社である場合には、施一問3に対する施一答3と同様の考え方に基づいて、「寄附を代償とした経済的な利益の供与」に当たるかどうかを判断することになります。詳細はQ & AのQ 5－5をご参照ください。

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説⑦

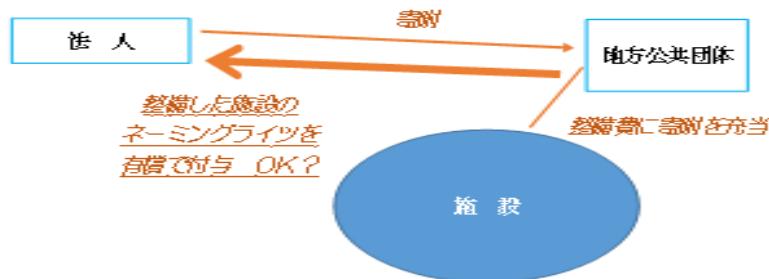
【ネーミングライツ】

ネー問 寄附を行った法人が、寄附をした地方公共団体との間で、その寄附により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的利益）に当たりませんか。

ネー答 地方公共団体において以下の取組みが行われることを前提とすれば、寄附の代償として経済的な利益が供与されることには当たりません。

なお、施設等の整備に関する事業が寄附を活用して行われるものか否かによって、結論が左右されるものではありません。

[図]



※ 補足説明その1

地方公共団体において必要となる取組みとは、契約に関する次の3つのすべてです。

- ① 条例・規則等を含む法令を遵守すること
- ② 手続きにおいて、例えば、優先交渉権者の選定に際して寄附を行った法人しか応募できないような不合理な条件を設けることによる、当該法人への便宜の供与など、寄附の受領を理由に他の法人との間で別異に取り扱うことがないようすること
- ③ 手続きの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たすこと

※ 補足説明その2

万が一、契約を締結する上で疑問等が生じた場合には、該当する地方公共団体に対し確認等を行っていただきますよう、お願いします。

※ 参考：Q & AのQ 5－3－1

なお、無償のネーミングライツ契約の締結については、Q & AのQ 5－3－2をご参照ください。19

サテライトオフィスの整備等の促進に向けて

第208回国会における岸田総理大臣施政方針演説（抄）

企業版ふるさと納税のルールを明確化することで、企業の支援による、地方のサテライトオフィス整備の取組を後押しし、企業や個人の都市から地方への流れを加速させます。

サテライトオフィスの整備等の場合、寄附企業以外の企業も入居していることが望ましいが、公募を通じて、寄附企業以外の者も同じ条件でその施設の利用が可能であったのであれば、寄附企業以外の企業の入居がなくても、禁止される専属的利用に当たらないと考えられ、企業版ふるさと納税を活用することが可能（解釈を明確化）

サテライトオフィスの整備等の促進に向けて

- 政府として、**地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し**、地域の個性を活かした地方活性化を図ることで、持続可能な経済社会を目指す「**デジタル田園都市国家構想**」を推進。
- 感染症拡大により、**多くの人がテレワークを経験**。また、若い世代は、**就職・転職の条件として、テレワークの実施が可能か否かを重視**。
企業において、**生産性・付加価値の向上**、**社員の働き方改革**に資するものとして、サテライトオフィス等の活用はメリットが大きい。
- そこで、政府として、以下の目標を掲げ、**サテライトオフィスの整備等を促進**。

目標

企業進出や移住等の推進に向け、
サテライトオフィスの整備等に取り組む地方公共団体を倍増 [約500 (R3.11) → 1,000 (R6末)]

形態の例

サテライトオフィス

企業等の地方拠点が設置されたオフィス
(単独利用、複数利用どちらも含む)



シェアオフィス

1つのスペースを複数の企業等で共有。
サテライトオフィスよりも安価で設置が可能。



コワーキングスペース

1つのスペースを複数の個人で共有。共有型の
オープンスペースで、各人が独立して仕事を行う。



→ 政府としての促進策を用意 (企業向けの企業版ふるさと納税等)

サテライトオフィスの整備等の促進に向けて

○ 企業版ふるさと納税を活用したサテライトオフィス整備等の例

地方公共団体が借り上げ

北海道美唄市：美唄ハイテクセンターのオフィスを無償で一時貸付

- ・第三セクター所有施設内のオフィスを地方公共団体が借り上げ、市内に進出を検討している企業等にお試しオフィスとして1週間程度無償で貸付。
- ・実際に入居を希望する企業は自己負担で賃貸契約も可能。



地方公共団体等が整備・運営

石川県能登町：テレワーク施設を活用したワーケーションの推進

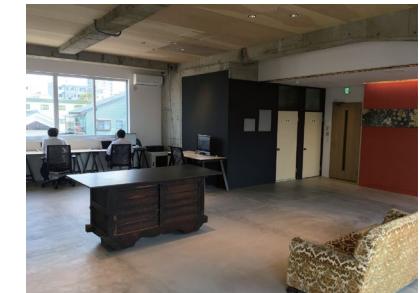
- ・関係人口や移住人口の増加に向け、サテライトオフィスを兼ねたテレワーク施設を運営するとともに、ワーケーションの誘致に取り組む。
- ・宿泊施設がワーケーションプランを販売開始し、都市部の社会人が能登町を訪れる新たな流れを作り、関係人口の創出に取り組む。



民間企業等が設置・運営し、地方公共団体が補助金等で取組を支援

福井県鯖江市：空き家利活用のマッチング・改修支援

- ・市が空き家の所有者に活用方法を提案するとともに、空き家を活用したい企業に情報提供を行うなど、空き家利活用のマッチングを実施。
- ・企業などがサテライトオフィス等として空き家を活用する場合の改修工事に対して市が補助を行う。



スタジアム・アリーナ、文化・教育施設の整備等への企業版ふるさと納税の活用促進について

- PFI等の施設整備等に向けた企業の資金支援を促すため、スタジアム・アリーナ及び文化・教育施設の整備等に企業版ふるさと納税等を積極的に活用していくことされている。
(第18回民間資金等活用事業推進会議(令和4年6月3日)資料(次頁)参照)
- 内閣府としても、
 - ・寄附を活用して整備・運営が行われる競技場の利用に係るルールの明確化(「『寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること』についての解説」の公表(6月27日))
 - ・企業版ふるさと納税ポータルサイトにおいて、寄附募集事業の分野として追加(7月8日)
 - ・スタジアム・アリーナ及び文化・教育施設の整備をテーマとしたマッチング会の開催(7月14日)のほか、活用事例の周知等を通じて、更なる活用促進を図っていく。

スタジアム・アリーナ整備に係る企業版ふるさと納税の活用事例

<スポーツによる持続可能なまちづくりプロジェクト（群馬県太田市）>

スポーツ交流による関係人口獲得の推進等を図るため、太田市運動公園内にアリーナ（体育館）を建設。スポーツに関する既存の取組や観光事業、シティプロモーション事業と連携することで相乗効果を発揮。低迷している地域内消費額（観光消費額）の拡大により、市の活性化を目指す。

<事業期間>2020年4月～2025年3月
<総事業費(見込み)>78.5億円
<寄附額> 1億円(2020年度)
※2022年度までに寄附総額30億円を目指す



自治体ごとの取組を広報 -分野別の寄附募集事業一覧の掲載-

企業の「各地方公共団体でどんな寄附事業があるか分からない。」に応えるため、内閣府ポータルサイトに寄附募集事業を掲載。

■企業版ふるさと納税ポータルサイト トップページ



地域から探す ➔

分野別の寄附募集事業一覧 ➔

キーワードから探す ➔

企業版ふるさと納税
ポータルサイトへ



※「分野別の寄附募集事業」「キーワードから探す」における検索で該当しない事業であっても、企業版ふるさと納税に係る寄附を充当できる場合がありますので、各地方公共団体の担当部署にお問合せください。

企業版ふるさと納税ポータルサイトの活用

企業版ふるさと納税ポータルサイトにおける寄附募集事業の分野として「サテライトオフィスの整備等」を追加したところ。さらに「スタジアム・アリーナ」、「文教施設」を7月上旬に追加。

分野別の寄附募集事業一覧（スタジアム・アリーナ）

地方公共団体名	分野別の寄附募集事業名
北海道北見市	地域資源カーリングを活用した知名度向上と交流人口拡大のための拠点整備プロジェクト
栃木県矢板市	未来技術を活用し健康スポーツの飛躍的レベルup！文化体育施設を核としたコンパクトシティ形成プロジェクト
長野県南箕輪村	屋内スポーツ施設整備プロジェクト
滋賀県彦根市	彦根市スポーツ・文化交流センター整備事業
大阪府河内長野市	サッカーチームと連携したまちの魅力向上事業
香川県三豊市	三豊市宝山湖ボールパーク構想業
愛媛県今治市	「FC今治サッカー専用スタジアム建設」プロジェクト
佐賀県小城市	地域資源磨きによる健康的な拠点づくり
長崎県長崎市	幸町周辺環境整備「幸（さいわい）・WAKU×わくプロジェクト」～長崎スタジアムシティプロジェクトへの支援～
沖縄県沖縄市	沖縄アリーナ推進事業、沖縄こどもの国整備事業、（仮称）沖縄サーキット整備事業

分野別の寄附募集事業一覧（文教施設）

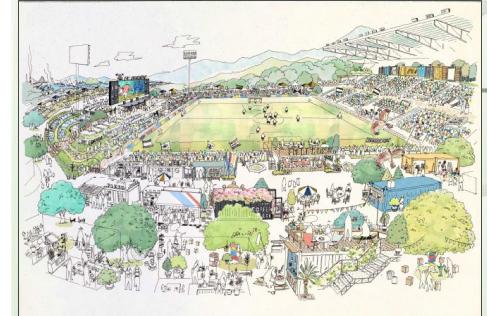
地方公共団体名	分野別の寄附募集事業名
栃木県上三川町	ORIGAMIのまちづくり事業/地方創生推進事業/生涯学習・子育て支援複合施設建設事業
新潟県三条市	「三条市立科学教育センター設置プロジェクト」と「三条市立大学設置プロジェクト」
富山県氷見市	新文化交流施設整備事業
静岡県磐田市	（仮称）磐田市文化会館整備事業～新時代に向けた文化の拠点づくり～
愛知県豊明市	共生交流プラザ（愛称：カラット）運営事業
滋賀県彦根市	彦根市スポーツ・文化交流センター整備事業
兵庫県神戸市	神戸まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト（女性活躍、青少年科学館リニューアル）
和歌山県広川町	子育て支援事業と観光・雇用創出支援事業
佐賀県神埼市	幕末の蘭方医「伊東玄朴記念館」整備プロジェクト
大分県別府市	新図書館整備事業

○スタジアム・アリーナ分野の一例

愛媛県 今治市

「FC今治サッカー専用スタジアム建設」プロジェクト

サッカースタジアム建設は、今治市のスポーツ振興のみならず、周辺企業との相乗効果による「にぎわいと交流の創出拠点」となり、さらに今治市を全国に発信する拠点となるものです。ご寄附いただいた金額の9割は新スタジアム建設資金へ、1割は今治市のスポーツ振興に利用させていただきます。



新スタジアムプロジェクトのコンセプトは
「里山スタジアム」

サッカースタジアムを核に、地域とヒトをつなぎ、人々の感性を呼びおこす次世代文化・交流拠点を目指します。

ヒト、モノ、コトが集積し、自然・景観と共に共生しながら、今治の魅力を再発見するみんなの居場所づくり、また、人々のリアルな交流や感動を生みだし、子どもからお年寄りまで多世代に渡って、訪れる人々を元気にする新スタジアムを核とした地方創生に取り組んでまいります。

※FC今治：里山スタジアムプロジェクト
<https://satoyamastadium.com/>

【連絡先】
 今治市役所 営業戦略課 TEL：0898-36-1554
 メールアドレス：i.i.furusato@imabari-city.jp

事業の掲載は隨時募集中です！！
 未掲載の地方公共団体におかれでは、
 ぜひ掲載のご検討をお願いいたします！！

參考資料

令和2年度寄附実績 一都道府県別の寄附受入れ実績一

- ほぼ全ての都道府県で活用自治体数、金額が増加。
- 寄附額全体の対前年増加率(約3.3倍)を超える増加率となった都道府県は、26府県。

(単位:件、百万円、団体)

	令和2年度			(参考)令和元年度		
	寄附件数	寄附額	寄附活用団体数	寄附件数	寄附額	寄附活用団体数
北海道	262	1,577.5	61	54	653.1	15
青森県	26	1,078.5	11	55	469.5	9
岩手県	57	372.7	11	33	88.6	6
宮城県	65	156.3	10	46	44.2	9
秋田県	38	68.6	9	39	29.6	7
山形県	38	67.9	8	42	23.4	6
福島県	43	182.3	16	12	11.9	6
茨城県	69	578.5	13	18	309.1	5
栃木県	18	54.5	6	5	15.7	4
群馬県	57	344.0	11	58	22.3	8
埼玉県	31	54.6	8	24	56.9	6
千葉県	36	119.0	11	20	16.9	4
東京都	15	16.1	3	12	4.7	2
神奈川県	28	101.6	7	16	54.8	6
新潟県	73	171.4	19	41	41.3	11
富山県	23	78.1	7	11	14.9	5
石川県	71	215.0	10	80	78.2	9
福井県	11	19.7	3	11	14.5	2
山梨県	11	38.4	5	9	3.4	3
長野県	67	244.9	31	75	153.6	21
岐阜県	55	125.5	12	23	31.6	6
静岡県	53	950.7	15	31	20.4	6
愛知県	23	593.2	13	5	1.5	5

	令和2年度			(参考)令和元年度		
	寄附件数	寄附額	寄附活用団体数	寄附件数	寄附額	寄附活用団体数
三重県	32	115.3	9	7	2.0	3
滋賀県	10	35.1	4	10	16.8	2
京都府	93	261.0	12	11	25.2	4
大阪府	55	117.0	6	33	20.6	8
兵庫県	81	147.2	16	65	100.7	13
奈良県	20	65.0	7	10	38.8	5
和歌山県	24	29.6	12	13	11.5	3
鳥取県	33	42.3	7	15	12.2	2
島根県	20	63.9	8	17	48.2	7
岡山県	69	342.6	20	119	222.0	15
広島県	70	659.2	12	25	93.5	6
山口県	20	23.7	4	8	2.0	3
徳島県	46	363.2	11	27	31.9	3
香川県	4	14.0	3	6	30.0	2
愛媛県	19	123.7	8	5	2.3	2
高知県	22	154.7	6	21	18.9	3
福岡県	75	214.7	14	31	57.0	11
佐賀県	49	102.1	11	15	287.2	6
長崎県	64	44.4	7	31	25.6	3
熊本県	74	416.1	15	13	16.2	6
大分県	29	59.6	9	8	15.6	3
宮崎県	48	75.8	9	31	39.0	5
鹿児島県	109	318.4	19	83	97.5	15
沖縄県	13	13.7	4	3	5.5	2
合計	2,249	11,011	533	1,327	3,380	293

※表内の赤色の箇所は、寄附件数全体の対前年増加率(約1.7倍)を超える増加率となった都道府県別の寄附件数です。

※表内の青色の箇所は、寄附額全体の対前年増加率(約3.3倍)を超える増加率となった都道府県別の寄附額です。

※寄附額については、端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

令和4年7月8日時点で効力のある認定計画を有する団体（都道府県別）（令和4年度第1回認定後）

区分	令和4年7月8日時点で効力のある認定計画を有する団体数		市町村数 (注1)	認定 市町村 割合 (A)	(A) の 順位
	道府県	市町村			
北海道	1	149	179	83.2%	34
青森県	1	37	40	92.5%	14
岩手県	1	28	33	84.8%	30
宮城県	1	30	35	85.7%	26
秋田県	1	19	25	76.0%	41
山形県	1	27	35	77.1%	39
福島県	1	45	59	76.3%	40
茨城県	1	37	44	84.1%	32
栃木県	1	22	25	88.0%	22
群馬県	1	28	35	80.0%	37
埼玉県	1	52	62	83.9%	33
千葉県	1	47	52	90.4%	18
東京都	-	7	33	21.2%	47
神奈川県	1	22	29	75.9%	42
新潟県	1	27	30	90.0%	19
富山県	1	13	15	86.7%	24
石川県	1	19	19	100.0%	1
福井県	1	14	17	82.4%	36
山梨県	1	27	27	100.0%	1
長野県	1	52	77	67.5%	45
岐阜県	1	38	42	90.5%	17
静岡県	1	32	35	91.4%	15
愛知県	1	46	54	85.2%	28
三重県	1	22	29	75.9%	42

(注1) 市町村数は、制度の対象外となる市町村を除いたもの

区分	令和4年7月8日時点で効力のある認定計画を有する団体数		市町村数 (注1)	認定 市町村 割合 (A)	(A) の 順位
	道府県	市町村			
滋賀県	1	18	19	94.7%	11
京都府	1	22	26	84.6%	31
大阪府	1	34	43	79.1%	38
兵庫県	1	36	41	87.8%	23
奈良県	1	39	39	100.0%	1
和歌山県	1	28	30	93.3%	13
鳥取県	1	17	19	89.5%	20
島根県	1	14	19	73.7%	44
岡山県	1	26	27	96.3%	10
広島県	1	19	23	82.6%	35
山口県	1	19	19	100.0%	1
徳島県	1	24	24	100.0%	1
香川県	1	15	17	88.2%	21
愛媛県	1	17	20	85.0%	29
高知県	1	29	34	85.3%	27
福岡県	1	52	60	86.7%	24
佐賀県	1	20	20	100.0%	1
長崎県	1	21	21	100.0%	1
熊本県	1	44	45	97.8%	9
大分県	1	17	18	94.4%	12
宮崎県	1	26	26	100.0%	1
鹿児島県	1	39	43	90.7%	16
沖縄県	1	27	41	65.9%	46
合計	46	1,443	1,705	84.6%	-

寄附活用事例 一令和3年度大臣表彰事例一

石川県能登町 (R3～R5)

寄附実績：10,000千円

- 町と地域金融機関、財務局が対話を重ね、ワーケーション施設の整備等により都市部社会人が能登町を訪れる新たな流れを作り関係人口を創出する事業を立案。
- 都市部の専門人材を副業人材として、人材確保に悩む事業者とマッチングを行い、**地域課題の解決及び人材育成を図る事業を実施。**



ワーケーションイメージ

岡山県真庭市 (R2,R3)

寄附実績：<「里山資本主義」真庭の挑戦> 220,000千円
<企業版ふるさと納税（人材派遣型）> 8,824千円

<「里山資本主義」真庭の挑戦>

- 真庭市産CLT（直交集成板）を活用して、東京・晴海に三菱地所(株)が建築した隈研吾氏設計監修の展示施設『CLT PARK HARUMI』を蒜山高原に移築。持続可能な循環型社会を世界に発信する観光文化発信拠点として活用。



©Kawasumi-Kobayashi Kenji Photograph Office
観光文化発信拠点
「GREENable HIRUZEN」

高知県日高村 (R2～R6)

寄附実績：143,100千円

- 「日本ではじめてのスマホ普及率100%」を目指す自治体として、**普及事業及び住民生活の質向上事業を実施。**
- 役場職員や地域住民のICTリテラシーの向上を目的とした講習会やデジタルディバイト層向けのスマホ教室等を開催するとともに、防災・健康・地域通貨・メッセンジャー等のアプリの利用促進を通じてスマホ普及率を高める取組を実施。



スマホ教室

鹿児島県大崎町 (R2～R5)

寄附実績：329,490千円

- リサイクル率日本一の大崎町の取組を発展させ、SDGsの達成と地域の課題解決を図るために、**民間企業と共に、官民連携の推進事業体として（一社）大崎町SDGs推進協議会を設立。**
- 「リサイクルの町から世界の未来をつくる町へ」という目標を掲げ、「研究・開発」「人材育成」「情報発信」の3つの柱を中心に様々なプロジェクトを展開。町内外の企業と協働し、環境負荷を下げる商品展開や仕組みの開発、SDGsに係る学生向け授業やメディアと連携した普及活動等を実施。



寄附活用事例 一令和3年度大臣表彰事例一

アステリア株式会社

寄附実績：9,000千円（H28～R2） 寄附先：秋田県仙北市、熊本県小国町

<アステリア株式会社の取組>

- 5年間にわたり継続して寄附を実施。寄附を契機として、寄附先の**地方公共団体との対話や勉強会を重ね、新たなパートナーシップを構築**。自社の強みを活かして、**角館の桜まつりアプリ(仙北市)や被災状況報告アプリ(小国町)を共同で作成**するなど、地域貢献の取組を実施。

<寄附先である地方公共団体の取組>

- 桜の保全活動や外国人観光客増加のための情報発信等を実施。（秋田県仙北市）
- 森を育て末永く小国杉を活用するため、間伐や除伐への支援等を実施。（熊本県小国町）



左：角館の桜まつりアプリ
右：被災状況報告アプリ

信金中央金庫

寄附実績：998,366千円（R2） 寄附先：98地方公共団体

<信金中央金庫の取組>

- 創立70周年を記念し、信金中央金庫がSDGsを踏まえ、企業版ふるさと納税等を活用した寄附を行うことにより、**地域の課題解決および持続可能な社会の実現に資する地域創生事業を信用金庫とともに応援し、地域経済社会の発展に貢献することを目的として「SCBふるさと応援団」を創設**。98の**地方公共団体へ企業版ふるさと納税による寄附を実施**。
- 「SCBふるさと応援団」は、**地域に根差した存在である信用金庫と地元の地方公共団体が連携して事業を実施**し、SDGsへの貢献につながる地域創生事業の実現を目指す。



彦根市／滋賀中央信用金庫
「読書通帳で紡ぐ“地域みんなで応援！子どもの学ぶ力向上プロジェクト”」
読書通帳デザイン・読書通帳機

ヤフー株式会社

寄附実績：244,382千円（R3.12月時点） 寄附先：8地方公共団体

<ヤフー株式会社の取組>

- 「カーボンニュートラル」をテーマに寄附活用事業を公募し、**地方公共団体の実施する寄附活用事業を誘発**。本テーマに関する寄附活用事業の公募としては国内初の取組であり、8地方公共団体へ寄附を実施。**採択後も、地方公共団体の担当者との対話や伴走支援等によりフォローアップを実施**。

<寄附先の一つである三重県尾鷲市の「脱炭素社会の実現と尾鷲ヒノキ林業の再興事業」>

- 間伐により、二酸化炭素吸収量が低下している森林の若返りを図るなど、「脱炭素」という新たなアプローチで歴史ある尾鷲ヒノキ林業を再興させる事業。



森に通した作業道・遊歩道
(三重県尾鷲市)